


『雇用保険電子申請アドバイザー』をご利用ください

都内7か所のハローワークには、「雇用保険電子申請相談コーナー」が設置され、社会保険労務士資格を持った専門のアドバイザー(「雇用保険電子申請アドバイザー」)が、電子申請に関する相談を承っています。また、事業所に訪問させていただき、電子申請利用のためのパソコンの環境設定支援や電子申請  の体験入力(デモンストレーション)も行っております。

●雇用保険電子申請アドバイザー配置日

配置安定所名	管轄安定所	月	火	水	木	金
飯田橋所	飯田橋所・上野所	○	○	○	○	○
品川所	品川所・大森所	○	○	○	○	○
渋谷所	渋谷所・三鷹所	○	○		○	○
新宿所	新宿所・町田所 府中所	○	○		○	○
池袋所	池袋所・王子所 足立所	○	○		○	○
木場所	木場所・墨田所	○	○		○	○
立川所	立川所・八王子所 青梅所	○				○

※アドバイザー配置安定所以外の事業所にも管轄担当のアドバイザーが訪問し、ご相談させていただきます。まずは下記事項をご記載の上、本票をそのままFAX送付してください。後日アドバイザーよりご連絡させていただきます。

企業名			
所在地			
連絡先	電話		適用事業所番号
ご担当者	部署名		氏名
※備考(相談内容など)			

東京労働局
雇用保険電子申請事務センター
FAX (03) 3473-8040

雇用保険手続における個人情報漏洩防止の取組にご協力をお願いいたします

雇用保険手続においては、被保険者のマイナンバー等の個人情報を取り扱いますので、個人情報漏洩リスクの高まる郵送による提出はご遠慮いただきますようお願いいたします (※)。

※ やむを得ず郵送により処理を行う場合には書留等の記録付郵便により、返信用封筒（書留等の記録付郵便によることとした場合の郵券を貼付の上、宛名を記載）を同封いただくようお願いします。

マイナンバーの安全な取扱いにあたっては、電子申請が便利です。雇用保険の手続にあたり、ぜひ電子申請をご活用ください。

○電子申請の総合窓口 e-Gov 電子申請システム

<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/>

○電子政府利用支援センター

【問い合わせ先】<https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html>

電子申請のメリット

- 👉 24時間いつでも手続きが可能です
- 👉 来所や待ち時間、費用の負担がなくなります
- 👉 都度の郵送代も不要になります
- 👉 オンラインヘルプ機能により記入漏れ等のエラーが防止できます